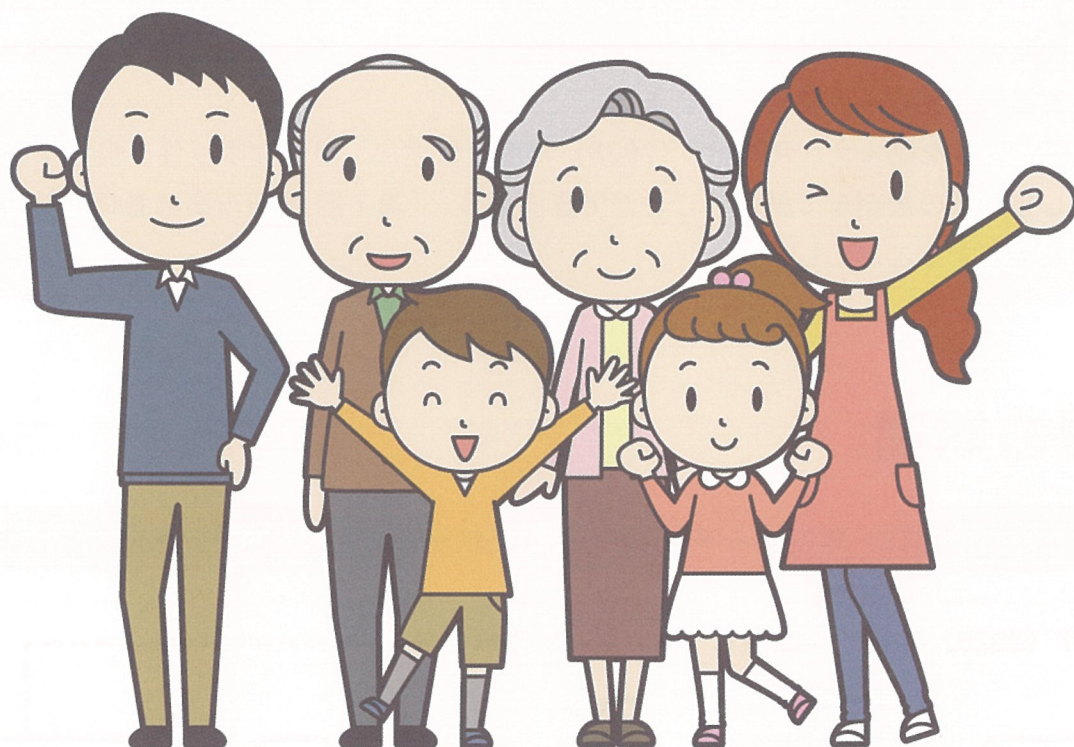


第7期 池田市
高齢者福祉計画・介護保険事業計画
【概要版】



平成 30 年 3 月
池田市

1 計画の概要

計画策定の背景と趣旨

わが国では、平成 37（2025）年には日本経済を担ってきたいわゆる「団塊の世代」（昭和 22（1947）年から昭和 24（1949）年生まれ）の方々がすべて 75 歳以上（後期高齢者）に、平成 50（2038）年には「団塊ジュニア世代」（昭和 46（1971）年から昭和 49（1974）年生まれ）の方々が 65 歳以上に到達し、今後も高齢化が進展することが予想されています。

このような状況の中、平成 37（2025）年度を見据えた第 7 期計画（平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度）の策定にあたっては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を営むことを可能にしていくことを目指し、自立支援・重度化防止に向けた取り組みや認知症施策、医療・介護の連携の推進が重要とされています。

また、高齢者に焦点をあててきた現在の地域包括ケアシステムを障がい者（児）、生活困窮者などを含めた地域住民全体に拡大し、住民それぞれが役割を持ち、活躍、支え助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指していきます。

本市では上記の背景を踏まえ、平成 37（2025）年度を目途に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「第 7 期 池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定することとしました。

計画の期間

本計画は、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの 3 年間を計画期間とします。



施策の体系

基本構想

- 高齢者が健康で生きがいをもって生活できるまちづくり
- 介護が必要な状態になっても尊厳が保持され安心して生活できるまちづくり

平成 37（2025）年を
見据えた本市の
地域社会の姿

重点目標

取り組み内容

- 支え合いの中でふれあい豊かに暮らす
- 住み慣れた地域で安心して暮らす
- いつまでも健康でいきいきと暮らす

介護予防・生きがいづくり
の推進

1. 介護予防・健康づくりの推進
2. 生きがいづくりへの支援

地域における包括的な
支援体制づくり

1. 在宅生活の推進
2. 地域におけるネットワークの充実
3. 地域包括支援センターの機能強化
4. 在宅医療・介護連携の推進
5. 地域における自立した生活の支援
6. 安全・安心な住環境の充実

認知症支援の充実

1. 認知症に関する理解促進
2. 認知症支援体制の強化

高齢者の尊厳への配慮と
権利擁護の推進

1. 高齢者虐待防止への取り組みの推進
2. 高齢者の権利擁護の推進

適切な介護サービスの提供と
質の向上

1. 介護保険サービスの充実
2. サービスの質向上に向けた取り組み
3. 介護保険制度の円滑な運営のための仕組みの充実



重点目標

1

介護予防・生きがいのづくりの推進

- 市民の主体的な健康づくりへの支援を推進し、市民一人ひとりが人生の早い段階から健康的な生活習慣を身につけ疾病予防や介護予防に取り組むことで、生涯にわたって心身ともに健やかに暮らし続けることができる環境づくりを図ります。
- 個々の状態に応じた介護予防の実施のほか、介護予防・日常生活支援総合事業を通じた市民の健康づくりや地域コミュニティの強化を目指した取り組みを推進します。
- 高齢者のライフスタイルや多様なニーズを踏まえた生きがいのづくりや社会参加、社会貢献活動などの充実を図ります。
- これまで高齢者が培ってきた経験や知識を生かし、高齢者と子どもなどの多世代が交流・協働する取り組みを充実する等、高齢期を迎えても、自分らしく生きがいをもてる地域づくりを推進します。

2

地域における包括的な支援体制づくり

- 介護予防や生活支援サービスを必要な方がニーズに応じて適切に利用できるよう、保健・医療・介護・福祉サービスのほか、NPOやボランティア等各種サービスが連携し包括的に提供される仕組みを整備します。
- 地域を基本とした支援を一層推進するため、地域包括支援センターの機能強化を目指し、実施事業の評価に基づく職員の確保や資質の向上などに計画的に取り組めます。さらに、保健・医療・介護・福祉の関係機関や団体等各主体間の連携をコーディネートし、ネットワークの充実や地域ケア会議のケアマネジメント力を向上させることで、地域や個々の課題の発見・解決を目指すとともに、地域づくりにおける資源開発を図ります。
- 今後医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれることから、大阪府の保健医療計画との整合性を図りながら、在宅医療連携拠点機能の中心的役割を果たすことが期待される池田市医師会、市立池田病院等との連携強化により、医療と介護の連携の仕組みづくりに取り組めます。



3

認知症支援の充実

- 認知症になっても本人とその家族が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症に関する理解・知識の普及促進に取り組みます。
- 地域全体で認知症の方や家族を支えていけるよう、新オレンジプランに基づき、認知症の早期発見・早期対応のための体制づくりに引き続き取り組み、認知症の方が地域の見守りの中で安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- 高齢化とともに認知症の方も増加し、家族の負担も増すことが懸念されることから、家族に対する支援として、精神的負担軽減の取り組みや、地域密着型サービスを主とした介護サービスを充実させ、支援体制を強化します。

4

高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進

- 高齢者虐待には、身体的虐待のほか、心理的虐待や介護・世話の放棄・放任、経済的虐待等も含まれます。このような高齢者虐待への対策については、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）の趣旨を踏まえ、市民へ的高齢者虐待の理解促進のための啓発を推進するとともに、地域の関係機関・団体と連携したネットワークを強化し、虐待防止をはじめ、地域で気軽に相談できる窓口の設置など、虐待の早期発見・早期対応ができる体制を推進します。
- 成年後見制度の利用促進や消費者被害の防止等、認知症や精神障がいなどにより判断能力に不安のある高齢者の権利を擁護する取り組みを推進します。

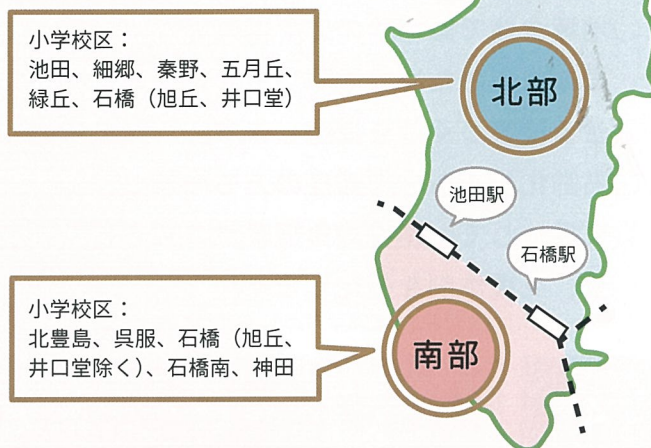
5

適切な介護サービスの提供と質の向上

- 今後、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、在宅での医療ニーズなどの高まりを踏まえ、高齢者が尊厳のある生活を継続できるよう、本市では地域密着型サービスをはじめ、池田市医師会・池田市歯科医師会・池田市薬剤師会に働きかけ、市立池田病院等の社会資源を活用しながら、医療と介護が連携したサービス提供体制の整備に引き続き取り組みます。
- 高齢者が住み慣れた地域で、安全・安心な生活を送るための基盤となる住まいを確保し、ニーズに応じた生活を送れるよう整備を進めていきます。
- 介護保険や保健福祉サービスについては、市民が安心して質の高いサービスを選択できるよう、制度やサービス等に関する情報提供・相談体制の充実、経済的な負担軽減、介護従事者の人材確保など利用者支援の仕組みを充実していきます。
- 給付の適正化やサービス提供事業者に対する指導・助言の強化、介護従事者に対する研修の充実など、サービス全体の質向上に向けた取り組みを推進し、持続的な介護保険制度の推進に取り組みます。

日常生活圏域の考え方

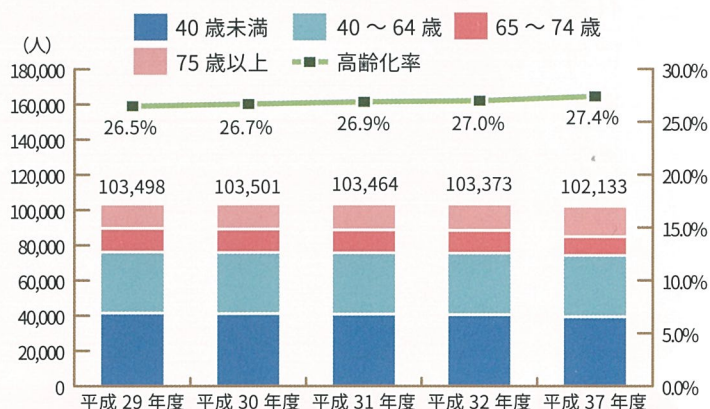
日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で安心していつまでも暮らせるよう、人口、小学校区、生活形態、地域活動等を考慮し、市内をいくつかの日常生活の圏域に分け、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備やその他の条件を総合的に勘案して定める区域のことで、本市では「北部」と「南部」の2圏域としています。



人口の推計

本市の総人口は、平成 31（2019）年度以降、減少傾向にあり、平成 32（2020）年度には 103,373 人、平成 37（2025）年度には 102,133 人となる見込みです。

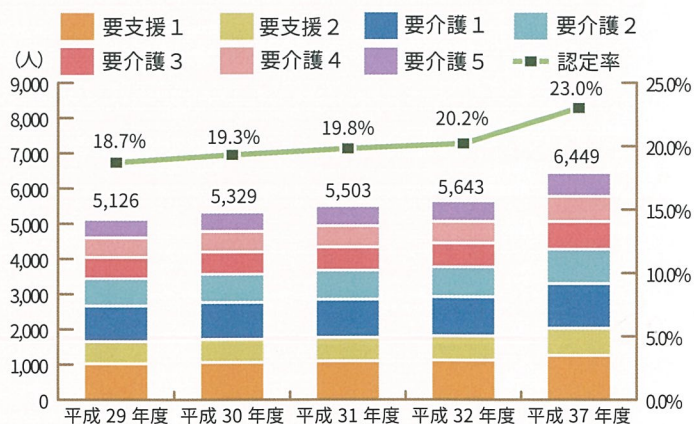
高齢化率については、今後も上昇傾向で推移し、平成 32（2020）年度には 27.0%、平成 37（2025）年度には 27.4%となる見込みです。



要支援 ・ 要介護認定者数の推計

認定者数は今後も増加傾向にあり、平成 32（2020）年度には 5,643 人、平成 37（2025）年度には 6,449 人となる見込みです。

認定率についても、今後も上昇傾向で推移し、平成 32（2020）年度には 20.2%、平成 37（2025）年度には 23.0%となる見込みです。



4 第7期計画における施策の展開

重点目標1

介護予防・生きがいづくりの推進

1. 介護予防・健康づくりの推進

- 第3次大阪府健康増進計画との整合性を図りながら、保健・医療・福祉の関係機関や地域の健康づくりに関わる団体との連携のもと、市民の主体的な健康づくりや介護予防を支援するとともに、生活習慣病をはじめ、要介護状態や認知症になることを予防し、市民の健康寿命の延伸を目指します。
- 高齢者が要介護状態となることの防止及び要介護者の状態の維持・改善とともに、高齢者の社会参加を促すものとして、介護予防の効果的な推進を図ります。また、介護予防を通じて身近な場所で身近な人とのつながり・交流を持ち、活動の場が拡大していくような地域づくりを推進します。

■健康づくりの推進

- ・市民の主体的な健康づくりと生活習慣病等の予防への支援
- ・健康に関する知識の普及啓発（健康教室）
- ・健康診査（各種検診）の受診促進や保健指導の充実

■介護予防の促進

- ・介護予防の普及啓発
- ・介護予防の効果的な推進
- ・地域における介護予防活動への支援と活性化

2. 生きがいづくりの推進

- 高齢者の生きがいづくりの場や居場所づくりを支援するため、高齢者の趣味や趣向に応じた活動の機会や場所を充実させるとともに、住民参加型で実施する介護予防教室や交流の拠点として、敬老会館などの高齢者福祉施設を活用し、高齢者の自立を支援します。
- 就労意欲のある高齢者に対するシルバー人材センターを通じた就労支援やボランティアの新たな担い手の創出と活動への参加を促進します。
- 多年にわたり社会に貢献してこられた高齢者に対する敬愛の精神と高齢者福祉について理解と関心を高め、また、高齢者自らの生活意欲の向上を目指すことを目的とした事業を引き続き実施します。

■主体的な取り組みへの支援

- ・敬老会館の活用
- ・高齢者菜園の貸与
- ・ふれあいサロンの開催
- ・スポーツ・レクリエーション活動の充実
- ・友愛クラブ連合会活動への支援
- ・施設循環福祉バスの運行

■高齢者の社会貢献への支援

- ・高齢者の就労支援
- ・ボランティアの育成

■敬老事業の充実

- ・長寿祝金
- ・公衆浴場優待入浴

重点目標2

地域における包括的な支援体制づくり

1. 在宅生活の推進

- 在宅生活の推進にあたっては、家族介護のケースが多くなり家族の介護負担が増幅することが懸念されます。今後は高齢化に伴い「老老介護」や介護者も認知症がある「認認介護」の増加も考えられます。また、介護者は働き盛りの世代であることが多く、介護のために離職せざるを得ない状況となることは、世帯の経済状況にも悪影響を及ぼしかねません。
- 要介護者が在宅生活を継続できるよう、家族介護者の精神的・身体的負担を軽減するための支援に努めます。

■家族介護者への支援の充実

- ・介護者のレスパイトケアの充実
- ・介護離職ゼロに向けた取り組みの推進
- ・介護サービスの利用促進

2. 地域におけるネットワークの充実

- 日常的に地域の中で支え合い、助け合いの取り組みが機能する環境づくりに努めるとともに、地域の福祉ネットワークの機能の拡充を図り、相談支援の充実をはじめひとり暮らし高齢者等の孤立防止や虐待の早期発見・早期対応など、高齢者が地域で安心して暮らすことができる地域福祉活動を推進します。
- 大震災の発生等が予測される中、高齢者のみならず障がい者等一人で避難することが困難な方に対し、漏れなく支援の手が行き届くよう、災害時避難行動要 支援者支援体制を充実させます。災害発生時においても、必要な方へサービスが提供されるよう対策を講じます。

■地域での見守り・セーフティネットの充実

- ・地域の見守り体制の強化
- ・サービスへの「つなぎ」のための仕組みの充実
- ・高齢者の孤立防止への取り組み

■災害時の対応

- ・災害時避難行動要 支援者支援体制の充実
- ・災害時における福祉サービス等の継続



3. 地域包括支援センターの機能強化

- 市と地域包括支援センターで連携を図りながら体制強化、資質の向上に努めます。
- 地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）に対し必要な相談・指導を行い、要介護者本人や家族が必要なときに必要な社会資源を切れ目なく活用できるように援助します。
- 地域ネットワーク会議（地域ケア会議）により、地域課題や高齢者の個々の課題の把握と、地域資源の発掘に努めます。自立支援・重度化防止に向けた自立支援型のケア会議についても開催し、自立支援型ケアマネジメントの強化に努めるほか、事業者連絡会議の充実により介護サービスの利用に係る体制の整備を行います。

■地域包括支援センターの体制強化

- ・機能の充実
- ・市との連携強化
- ・地域包括支援センターの普及啓発
- ・定期的な点検と評価

■地域包括支援センターの資質の向上

- ・3職種の連携強化
- ・ケアマネジメント力の向上（研修等）
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上

■関係機関等との連携強化

- ・地域ネットワーク会議（地域ケア会議）の充実

4. 在宅医療・介護連携の推進

- 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加に伴い、自宅での慢性疾患の療養やターミナルケア等増幅する在宅医療ニーズに対応するため、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及等を通じた在宅医療の充実を図るとともに、医療機関との連携を強化し、訪問医、訪問歯科医や認知症専門医などの地域の医療情報の収集と提供を図ります。

■在宅医療の推進

- ・在宅医療に関する相談・情報提供の充実
- ・かかりつけ医の普及

■医療・介護連携の推進

- ・関係機関と連携した在宅療養生活の体制整備
- ・地域の医療・介護の資源の把握
- ・在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ・切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ・医療・介護関係者の情報共有の支援
- ・在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ・医療・介護関係者の研修
- ・地域住民への普及啓発
- ・在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

5. 地域における自立した生活の支援

- 介護予防・生活支援サービス事業の中で地域の実情に応じた取り組みを行います。現行サービス（訪問介護・通所介護相当のサービス）の代わりとなるサービスとして、多様な担い手（元気高齢者の住民互助活動含む）によるサービスや現行サービスの基準を緩和したサービス（緩和型サービス）、リハビリテーションの専門職が集中的に関わることで生活機能の向上を図るサービス（短期集中予防サービス）などの展開において、池田市独自のサービスを検討していきます。本事業を適切かつ効率的に実施するため、各々のサービスごとにその内容に応じた運営基準やサービス単価、利用者負担額（利用料）を定めます。
- ひとり暮らしなどで、日常的に見守りや介護予防が必要で上記事業の対象とならない高齢者に、見守りや介護予防等を兼ねた生活支援サービスを引き続き提供し、高齢者が自立した生活を送ることができるよう支援します。

■介護予防・生活支援サービス事業の推進

- ・訪問型・通所型サービスの充実

■生活支援サービスの充実

- ・緊急通報体制等整備事業
- ・高齢者デイサービス（街かどデイハウス事業）
- ・紙おむつ給付事業
- ・日常生活用具の給付・貸与
- ・救急医療情報キットの配布
- ・高齢者見守り事業
- ・見守りホットライン設置事業

■サービス提供体制の整備

- ・生活支援コーディネーター、協議体の設置

6. 安全・安心な住環境の充実

- 安全・安心に自立した生活を送るための基盤となる住まいは、高齢者の状態や生活課題などに配慮した整備・充実が求められることから、福祉施策と住宅施策とを連携しながら介護を必要とする高齢者にも対応できる住まいの確保に努めます。
- 住居だけでなく生活スペースとなるまちづくりにおいても、高齢者の外出の妨げとならないようバリアフリー化を推進し、高齢者の安全・安心な外出を支援します。

■住まいに関する安全・安心の確保

- ・サービス付き高齢者向け住宅等の高齢期の住まいの充実
- ・養護老人ホームの見直し
- ・軽費老人ホーム、ケアハウスの見直し

■高齢者が暮らしやすい生活環境の整備

- ・バリアフリーの推進

重点目標 3

認知症支援の充実

1. 認知症に関する理解促進

- 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域において認知症が理解され、受け入れられていることが不可欠です。認知症に理解のある地域づくりは、新オレンジプランに基づく取り組みの礎となるため、あらゆる機会を通じて知識を普及啓発するとともに、認知症サポーターの養成により地域において認知症患者とその家族を支えることができる体制の構築に努めます。

- ・ 認知症に関する知識の普及啓発
- ・ 認知症サポーター 100 万人キャラバンの推進

2. 認知症支援体制の強化

- 認知症の早期発見のため、認知症初期集中支援チームや地域住民による見守りのネットワークを充実させます。
- かかりつけ医など関係機関との連携を図り的確な診断・助言につなげることや、認知症ケアパスの普及、認知症地域支援推進員の調整機能を強化することにより、認知症の容態に応じて早期に適切な支援の提供が行われるよう努めます。
- 若年性認知症を含め認知症患者の家族の負担は大きく、気軽に相談できる体制や介護について情報共有できる場の提供、地域密着型サービスの利用促進に努めます。

■早期発見・早期対応のための体制づくり

- ・ 認知症初期集中支援チームの推進
- ・ 認知症ケアパスの普及啓発
- ・ 地域住民による見守り
- ・ かかりつけ医等関係機関との連携

■認知症ケアの質の向上

- ・ 認知症サポート医との連携
- ・ 認知症地域支援推進員による支援の推進
- ・ 関係機関の連携強化
- ・ 若年性認知症への支援の強化

■家族に対する支援の充実

- ・ 精神的負担軽減の取り組み
- ・ 地域密着型サービスの充実



重点目標 4

高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進

1. 高齢者虐待防止への取り組みの推進

- 高齢者虐待防止ネットワークによる関係団体・機関等の連携を強化し、虐待を受けている可能性のある高齢者の早期発見や、虐待を受けた高齢者やその家族に対し適切な支援を行うための対応力の向上を図り、虐待防止ならびに早期発見・早期対応のための取り組みを推進します。

- ・虐待防止のための啓発の推進
- ・高齢者虐待防止ネットワークの推進
- ・施設における虐待の防止

2. 高齢者の権利擁護の推進

- 判断能力が不十分な方の権利を保護する制度についてより一層の周知を図るとともに、制度の利用を必要とする方が適切に活用することができるよう、関係機関と連携し相談体制の充実や制度利用の支援を行います。
- 高齢者の消費者被害の防止については、関係機関等との連携により注意喚起等の被害予防の啓発とともに、相談窓口の充実、周知を図ります。

- ・成年後見制度利用支援事業
- ・日常生活自立支援事業（池田市社会福祉協議会）
- ・生活困難な高齢者の支援
- ・消費者被害防止のための取り組み

重点目標 5

適切な介護サービスの提供と質の向上

1. 介護保険サービスの充実

- 介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の実情や高齢者のニーズに応じ、居宅サービス及び地域密着型サービスに重点をおいたサービス提供基盤の充実を図ります。
- 介護保険の各サービスについては、利用者のニーズ等に基づき量的な整備目標を設定し、利用見込みに応じた提供量とその安定的な供給体制の確保・充実に引き続き取り組みます。

- ・共生型サービスの位置づけ
- ・介護医療院の創設
- ・地域医療構想との整合性の確保

2. サービスの質向上に向けた取り組み

- 本市に指定・指導権限がある地域密着型サービスについては権限を適正に行使するとともに、施設・居宅サービスなどについては大阪府ならびに2市2町（池田市・箕面市・豊能町・能勢町）が共同で設置している広域福祉課と連携しながら、サービス提供事業者に対する指導や監査などを必要に応じ実施します。
- 地域包括支援センターをはじめ民生委員・児童委員、地区福祉委員、介護相談員等との連携を強化し、地域に密着したサービスに対する不満や苦情について把握できる体制の充実を図ります。
- 大阪府やサービス提供事業者等との連携を図りながら介護人材等の確保対策を適切に実施するとともに、介護職員の育成・定着に向けた支援に努めます。

■介護サービス事業者に対する指導・助言等の実施

- ・事業者への指導・助言
- ・施設等における虐待防止の取り組み
- ・個人情報の適切な利用

■介護サービスに関する苦情・相談体制の充実

- ・介護相談員活動の推進
- ・不服申し立てに対する対応
- ・障がい者からの相談支援体制の充実

■介護人材の育成・確保

- ・介護人材の確保
- ・ボランティアの育成

3. 介護保険制度の円滑な運営のための仕組みの充実

- 「第4期大阪府介護給付適正化計画（平成30（2018）年度から平成32（2020）年度）」に基づき策定した「第4期池田市介護給付適正化計画」により、サービスの質の向上及び介護保険給付の適正化を図ります。
- サービスを必要とする方に適切なサービスが行き届くよう、低所得者対策の推進や介護サービスについての周知を図ります。

■介護給付適正化に向けた取り組み

- ・認定調査員の資質の向上
- ・認定調査結果の精度の向上
- ・介護認定審査会の審査結果の平準化、審査結果の精度の向上
- ・ケアプランの点検
- ・住宅改修の適正化
- ・福祉用具購入・貸与調査
- ・医療情報との突合
- ・縦覧点検
- ・介護給付費通知の送付
- ・給付実績の活用
- ・介護保険事業に関する評価の実施

■低所得者等の負担軽減

- ・「社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度事業」に対する助成の実施

■介護サービスの普及啓発の充実

- ・市民への情報提供

5 介護保険事業の今後の見込み

介護保険サービス利用者数の見込み

● 介護予防サービス

			平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	(人/年)	12	12	12	12
		(回/年)	86	86	86	86
	介護予防訪問看護	(人/年)	1,488	1,524	1,560	1,764
		(回/年)	13,651	13,954	14,299	16,157
	介護予防訪問リハビリテーション	(人/年)	120	120	120	144
		(回/年)	1,469	1,469	1,469	1,762
	介護予防居宅療養管理指導	(人/年)	660	672	696	780
	介護予防通所リハビリテーション	(人/年)	840	852	876	984
	介護予防短期入所生活介護	(人/年)	60	60	60	60
		(日/年)	490	490	490	490
	介護予防短期入所療養介護	(人/年)	0	0	0	0
		(日/年)	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	(人/年)	5,760	5,928	6,072	6,840
	特定介護予防福祉用具販売	(人/年)	156	168	168	192
	介護予防住宅改修	(人/年)	180	204	204	228
	介護予防特定施設入居者生活介護	(人/年)	408	420	432	432
	介護予防支援	(人/年)	12,480	12,840	13,176	14,820

● 介護サービス

			平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
居宅サービス	訪問介護	(人/年)	13,080	13,488	13,968	17,052
		(回/年)	386,422	397,259	413,490	520,962
	訪問入浴介護	(人/年)	684	684	720	960
		(回/年)	3,824	3,824	4,024	5,377
	訪問看護	(人/年)	6,108	6,300	6,552	8,112
		(回/年)	68,974	71,093	73,993	92,266
	訪問リハビリテーション	(人/年)	300	300	300	396
		(回/年)	3,704	3,704	3,704	4,950
	居宅療養管理指導	(人/年)	9,744	10,020	10,440	13,176
	通所介護	(人/年)	8,376	8,664	8,964	10,800
		(回/年)	79,832	82,594	85,477	103,124
	通所リハビリテーション	(人/年)	1,752	1,812	1,872	2,280
		(回/年)	14,851	15,364	15,876	19,334
	短期入所生活介護	(人/年)	3,300	3,396	3,528	4,440
		(日/年)	42,196	43,440	45,244	57,754

			平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
居宅サービス	短期入所療養介護	(人/年)	336	336	384	468
		(日/年)	3,106	3,106	3,641	4,484
	福祉用具貸与	(人/年)	16,944	17,448	18,132	22,344
	特定福祉用具販売	(人/年)	408	420	420	528
	住宅改修	(人/年)	288	288	300	384
	特定施設入居者生活介護	(人/年)	2,196	2,208	2,220	2,220
施設サービス	居宅介護支援	(人/年)	25,200	26,004	26,928	32,736
	介護老人福祉施設	(人/年)	5,028	5,244	5,244	5,244
	介護老人保健施設	(人/年)	2,532	2,532	2,532	2,532
	介護療養型医療施設	(人/年)	156	156	156	—
	介護医療院	(人/年)	0	0	0	96

地域密着型サービス

			平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	180	192	192	216
		(回/年)	0	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	(人/年)	0	0	0	0
		(回/年)	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	(人/年)	432	432	456	492
		(回/年)	4,811	4,811	5,072	5,484
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	1,296	1,476	1,716	2,124
	認知症対応型共同生活介護	(人/年)	1,896	2,184	2,184	2,184
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/年)	288	288	288	288
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人/年)	696	696	696	696
密着型サービス	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	300	648	648	648
		(回/年)	6,084	6,288	6,492	7,812
	地域密着型通所介護	(人/年)	53,437	55,217	57,066	69,073
		(回/年)	0	0	0	0
	介護予防認知症対応型通所介護	(人/年)	0	0	0	0
		(回/年)	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	(人/年)	132	216	300	348
	介護予防認知症対応型共同生活介護	(人/年)	0	0	0	0

【第6期中の池田市内の高齢者入所施設】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	165	183	183	183
北部地区	88	97	97	97
南部地区	77	86	86	86
地域密着型特定施設入居者生活介護	24	24	24	24
北部地区	24	24	24	24
南部地区	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	58	58	58	58
北部地区	29	29	29	29
南部地区	29	29	29	29

施設・居住系サービスの見込み

第7期計画期間における施設・居住系サービスの整備数は以下のとおりです。

○ 介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）

本市の当該施設に係る整備状況は、第6期計画最終年度時点で計5か所（定員合計378名）の整備が行われています。

本市の当該施設に係る第6期計画期間での利用実績等を踏まえ、第7期計画期間においては、既存施設の増床として平成31（2019）年度に18床を整備します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
整備箇所数	—	—	—
整備床数	—	18床	—

○ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

本市の当該施設に係る整備状況は、第6期計画最終年度時点で計15か所（定員合計165名）の整備が行われています。

本市の当該施設に係る第6期計画期間での利用実績等を踏まえ、第7期計画期間においては、平成31（2019）年度に新たに1か所（18床）を整備します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
整備箇所数	—	1か所	—
整備床数	—	18床	—

○ 地域密着型介護老人福祉施設

本市の当該施設に係る整備状況は、第6期計画最終年度時点で計1か所（定員合計29名）の整備が行われています。

本市の当該施設に係る第6期計画期間での利用実績等を踏まえ、第7期計画期間においては、平成30（2018）年度に新たに1か所（29床）を整備します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
整備箇所数	1か所	—	—
整備床数	29床	—	—

○ 看護小規模多機能型居宅介護

本市の当該施設に係る整備状況は、第6期計画最終年度時点で計1か所（定員合計25名）の整備が行われています。（平成29（2017）年度見込み）

本市の当該施設に係る第6期計画期間での利用実績等を踏まえ、第7期計画期間においては、平成31（2019）年度に新たに1か所（29床）を整備します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
整備箇所数	—	1か所	—
整備床数	—	29床	—

【第6期中の池田市内の高齢者入所施設】

	箇所数	整備済み箇所数 (見込み含む)
介護保険施設		
介護老人福祉施設	5	378
介護老人保健施設	2	200
特定施設		
特定施設（介護保険適用の有料老人ホーム）	5	249
特定施設（ケアハウス）	1	30
地域密着型サービス		
小規模多機能型居宅介護（宿泊できる床数）	6	41
認知症対応型共同生活介護	15	165
地域密着型特定施設（介護保険適用の有料老人ホーム）	1	24
地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）	1	29
看護小規模多機能型居宅介護（宿泊できる床数）	1	9
その他施設		
介護老人福祉施設（短期入所生活介護）	7	117
養護老人ホーム	1	50
軽費老人ホーム	1	50
ケアハウス	2	20
住宅型有料老人ホーム	5	212
サービス付き高齢者向け住宅	7	338
合計	60	1,912

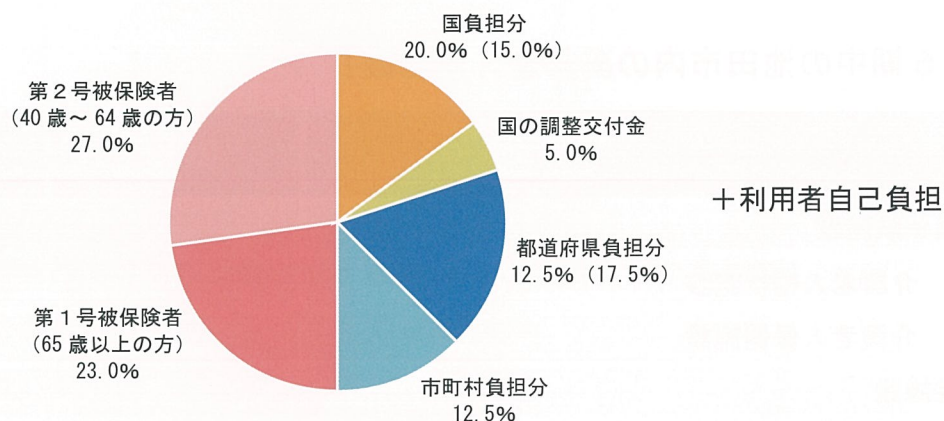
第1号被保険者保険料の算定

財源構成

介護保険事業にかかる給付費は、サービス利用時の利用者自己負担を除いて、50%が公費、50%が保険料で賄われます（利用者負担を除く）。第7期計画期間において第1号被保険者は、保険給付費の23%を保険料として負担することを標準とします。

なお、地域支援事業費の財源については介護保険給付費とは異なります。

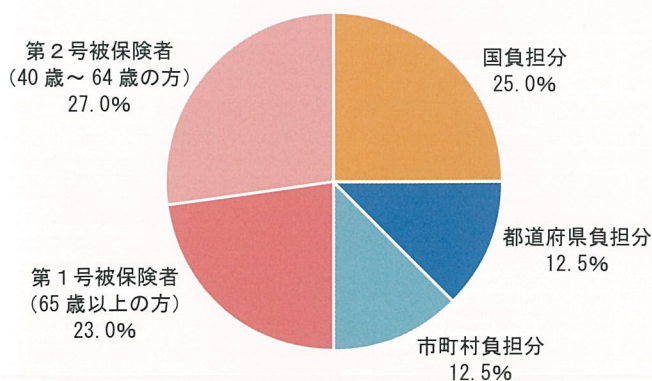
【施設以外の居宅サービス費（カッコ内数字は、施設給付費）】



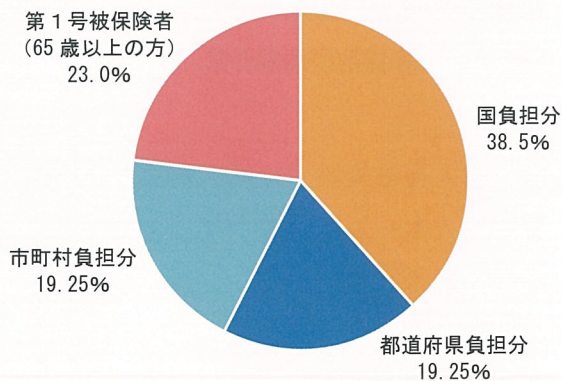
※ 75歳以上比率が高い市町村や所得が全国平均よりも低い水準にある市町村について、介護保険の財源が不足しないように調整交付金で格差が調整されます

【地域支援事業費】

○介護予防・日常生活支援総合事業



○包括的支援事業・任意事業



※ 地域支援事業については、基金（第2号被保険者）の負担がないため、27%分を国2：府1：市1の負担割合に応じて、負担率を定めています

第 1 号被保険者一人あたりの月額保険料額

①介護保険サービス等の利用にかかると費用（標準給付費見込額）（26,006,691,052 円）
+ ②介護予防事業等の費用（地域支援事業費）（1,909,915,155 円）
= （27,916,606,207 円）

× 第 1 号被保険者負担割合（23%）

= ③第 1 号被保険者負担相当額（6,420,819,428 円）

+ 調整交付金相当額（1,367,918,561 円）
- 調整交付金見込額（1,306,074,000 円）
+ 財政安定化基金拠出金見込額（0 円）
+ 財政安定化基金償還金見込額（0 円）
- 準備基金取崩見込額（555,000,000 円）
+ 市町村特別給付費等（3,000,000 円）

= ④保険料収納必要額（5,930,663,988 円）

÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者（84,759 人）
÷ 予定保険料収納率（98.0%）

= ⑤保険料基準額（年間）（71,400 円）

÷ 12 か月

= ⑥保険料基準額（月額）（5,950 円）

所得段階の設定

区 分	対 象 者	保険料	
		負担率	年間
第 1 段階	・ 生活保護受給者及び、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・ 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方	(基準額 × 0.45) [※]	32,130円
		(基準額 × 0.50)	35,700円
第 2 段階	・ 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 80 万円を超え、120 万円以下の方	(基準額 × 0.70)	49,980円
第 3 段階	・ 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が 120 万円を超える方	(基準額 × 0.75)	53,550円
第 4 段階	・ 課税世帯で、本人が市民税非課税で課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	(基準額 × 0.88)	62,830円
第 5 段階	・ 課税世帯で、本人が市民税非課税で課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円を超える方	基準額	71,400円
第 6 段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	(基準額 × 1.15)	82,110円
第 7 段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 125 万円未満の方	(基準額 × 1.155)	82,460円
第 8 段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の方	(基準額 × 1.25)	89,250円
第 9 段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 200 万円未満の方	(基準額 × 1.35)	96,390円
第10段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 290 万円未満の方	(基準額 × 1.50)	107,100円
第11段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 290 万円以上 300 万円未満の方	(基準額 × 1.55)	110,670円
第12段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の方	(基準額 × 1.60)	114,240円
第13段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の方	(基準額 × 1.65)	117,810円
第14段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上 800 万円未満の方	(基準額 × 1.90)	135,660円
第15段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の方	(基準額 × 2.00)	142,800円
第16段階	・ 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の方	(基準額 × 2.05)	146,370円

※ 低所得者の保険料負担軽減のため、第1段階について保険料基準額に対する割合を 0.50 から 0.45 に軽減する。

第 7 期 池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【概要版】

平成 30 年 3 月発行

編集・発行 池田市 福祉部 介護保険課
〒563-8666 池田市城南 1-1-1
TEL 072-752-1111 (代表)